

青森県報

第二千五百六十一号

平成十七年
十一月三十日
(水曜日)

目 次

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課)……………一
- 右 同……………(同)……………二
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同)……………三
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課)……………三
- 県有財産の売却に係る一般競争入札……………(警察本部 会計課)……………三
- 出先機関…………………………三
- 土地改良区の役員の退任……………(戸地産方 農林事務所)……………四
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(戸地産方 農林事務所)……………四
- 道路の位置の指定……………(十和田県土 整備事務所)……………五
- 教育委員会…………………………五
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課)……………五
- 雑 報…………………………五
- 宅地建物取引主任者資格試験の合格者……………(建築住宅課)……………五

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前市大字早稲田四丁目二の二の二の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	セントラルリーシングシステム株式会社 北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 代表取締役社長 岡真則	変 更 後	セントラルリーシングシステム株式会社 北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 代表取締役社長 後藤敏之	変更年月日	平成 一七・六・三〇
-------	--	-------	---	-------	---------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一の四一 代表取締役社長 前田勝敏	変 更 後	ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一の四一 代表取締役社長 柴田憲次	変更年月日	平成 一七・八・三
-------	---	-------	---	-------	--------------

四 届出年月日

平成十七年十一月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十七年十一月三十日から平成十八年三月三十一日まで

3 時間

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ八戸沼館

八戸市沼館四丁目一の一六八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

三 八戸市の意見の概要

(意見一) 荷捌き施設 と については、搬出入車両の駐車待ちが無いような措置を講ずること。

(理由一) 荷捌き施設 と については、同時作業台数を一台として荷捌き施設面積及び車両待機スペースを計画しているが、一時間に二台の搬出入車両の計画となっているため。

(意見二) A棟南側駐車場からA棟店舗への歩行者導線及びA棟とB棟を結ぶ歩行者用通路の導線を確保するような措置を講ずること。

(理由二) A棟南側駐車場を利用する買い物客の、A棟への円滑な通行及び安全確保の必要があるため。また、A棟とB棟の間は荷捌き場があり、搬出入車両の通行経路となっていることから、歩行者の通行の安全確保の必要があるため。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十七年十一月三十日から同年十二月三十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
南津軽郡尾上町大字原字上原三の二、 三の九、四の一、四の三及び五の二	黒石市大字浜町六三の一 株式会社ロック宅建事務所

国有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる建物の売却

所在地	構造	延面積
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二の一	木造平屋建	八三・二二平方メートル

二 予定価格

二百四十八万二千元

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第一項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二の一

五 売却する物件の建物平面図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 一階会議室

2 日時

平成十七年十二月十六日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 落札をした者は、売却する物件の所在する土地の使用について、土地所有者と

青森県がこれまで取り交わしていた土地賃貸借契約と同様の条件で、土地所有者と土地賃貸借契約を締結することとする。

3 物件については、平成十七年十二月九日午前九時三十分から、下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二の一において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七三三 四二二一 内線二二五三・二二五四

出 先 機 関

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蜷川土地改良区から、次のとおり役員の内退があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年十一月三十日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	内退 の 年 月 日
理事	佐々木佐一	三戸郡五戸町大字上市川字窪田四七	平成二七・八・三

土地改良区の役員の内退及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、廻堰大溜池土地改良区から、次のとおり役員の内退及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年十一月三十日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新一

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任年月日
監事	乗田 長蔵	北津軽郡鶴田町大字野木字上藤森六九三	平成二七・〇・三就任
"	成田 広志	"	"
"	渋谷 秀雄	大字廻堰字上桂井九の三	"
"	伊藤 良栄	大字妙堂崎字神林二二四	"
"	乗田 長蔵	大字野木字上藤森六九三	二七・〇・二退任
"	成田 広志	大字廻堰字上桂井九の三	"
"	伊藤 良栄	大字妙堂崎字米元五〇の	"
"	成田 広志	大字廻堰字上桂井九の三	"

十和田県土整備事務所告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十一月三十日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字二本木字千歳森三三三三の二	七三・九三メートル	六・〇〇メートル	平成二七・二・三

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第十五号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十一月三十日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和二十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 図書館の近代文学館長は、近代文学館に関する重要な事項のうちから図書館長の承認を得て定める事務を専決する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

平成十七年十月十六日実施した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る宅地建物取引主任者資格試験に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

合格者は五十問中三十三問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中二十八問以上正解の者とする。

平成十七年十一月三十日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三 澤 眞

〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	二	二	二	二	二	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一	一	一	一	一	一	一
五	五	五	五	五	五	五	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七	七	七	七	六	六	六	五
五	四	二	〇	九	八	一	七

高	附	木	金	福	桔	廣	北
橋	田	田	田	一	岡	梗	富
和	ヨ	悦	光	佳	賢	淳	光
代	シ	工	子	徳	子	史	史
							廣

〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	二	二	二	二	二	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一	一	一	一	一	一	一
五	五	五	五	五	五	五	五
〇	〇	〇	〇	九	八	八	八
四	二	〇	二	八	五	一	一

梅	天	中	天	齋	阿	菊	
田	坂	野	坂	藤	部	地	
江	ゆ	誠	流	義	和	孝	
美	か	喜	羽	史	康	次	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭